

認証不正問題に対する国土交通省からの行政処分(型式指定取消)について

当社は、この度の認証不正問題について、2023年12月20日の第三者委員会の調査結果と今後の対応についての公表以降、国土交通省による立入検査を受けて参りましたが、本日、判明した不正の中で特に悪質であると判断された、下記の3車種について国土交通省より型式指定の取消の行政処分を受けました。

お客様をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様にご迷惑をおかけしておりますことを改めて深くお詫びいたします。国土交通省からの是正命令に続き、今回の型式指定取消という行政処分を受けたことを真摯に受け止め、認証業務の見直しに留まらず、法令遵守を大前提に、経営、職場風土や文化、適切なモノづくり&コトづくりという3つの観点から改革に取り組み、トヨタの全面的な支援を受けながら、再生に取り組んでまいります。

速やかに、再発防止策をとりまとめ、国土交通省へ、是正命令受領後1ヶ月以内に報告し、その後の実施状況についても四半期毎に報告してまいります。

<処分の内容>

不利益処分の内容			不利益処分の原因となる事実
概要	指定取消の対象(注)		
	通称名	型式	
自動車の型式指定の取消し	ダイハツ・ グランマックス	5BF-S403P 5BF-S413P	ダイハツ工業株式会社が、自動車の型式指定申請に係るオフセット前面衝突試験及びフルラップ前面衝突試験において、本来、センサーにより衝突を検知して作動するエアバッグをタイマーで作動させる等、試験車両に対する不正な加工を行い、申請に係る自動車と異なる構造の自動車を用いて試験を実施したこと等、不正の手段により自動車の型式について指定を受けた。
	トヨタ・ タウンエース	5BF-S403U 5BF-S413U	
	マツダ・ ボンゴ	5BF-S403F 5BF-S413F	

(注) 取消しの日までに製作された自動車については、型式指定の取消しの効力は及ばないものとされる。

以上